



5月の連休があけ、厚生労働省より政令、省令、指針、都道府県知事あての通知が出された。都道府県への設立の際の届出の資料や会計などが示され、都道府県がこれを受け動きが始まっている。通知では、「施行令、施行規則及び指針について、その趣旨や主な内容等を十分御了知の上、管内市町村をはじめ、関係者、関係団体等に対してその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします」と。また「都道府県において、商工労働関係部局等の主担当部局のみならず、他の関係部局との連携体制を構築することが重要であることから、幅広い関係部局間の連携にも特段の配慮をお願いいたします」と記載されている。

衆議院厚生労働委員会（5月20日）では、小山展弘議員が質問し、後藤茂之厚生労働大臣が次のように答弁している。「許認可等を必要とする事業を行うNPO法人等が労働者協同組合に組織変更をする際に改めて許認可等を取得することが煩雑なことにならないか、非常に重要な点だと思っている。労働者協同組合が引き続き行う事業としては様々な事業が想定され得ますから、今後、関係団体などから現状をよく聴取した上で、他省庁や都道府県等との連絡を図りつつ、こうした許認可等に関する手続きをできる限り簡略化するようにつとめてまいります」

地域での懇談の場面も増え、磐田（5月11日）では小山展弘議員事務所とともに3

回目の学習会があり毎回新たな参加者も増え、緩やかなネットワークづくりに向かう。三重県（5月12日）では、愛農学園農業高等学校や四日市大学と懇談し、学校との連携や住民自治協議会や市民活動との連携について話をするなど、協同労働が多様な分野での活用の可能性が広がる。

宮古島（5月18日）では、既に3団体が設立を検討しており、「地元の伝統工法による織物生産と障がい者就労の組み合わせ」、「共同売店などを営む自治会をベースとした食事作り・海や畑の生産物の加工や販売・清掃や草刈り業務など請負事業」、「NPOを拠点にもづく生産や地域食堂づくり」など。すでに活動している任意団体・自治会・NPOからの設立と多様な事例が検討されている。

奈良ではワーカーズコープが呼びかけ、県生協連、県JA中央会、県森連等が協力し学習会を開催し、県生協連専務が労働者協同組合について歴史から現状まで詳細に報告。全国漁業協同組合学校（千葉県柏市、1学年制、全寮制）からは、労働者協同組合を学びたいとセンター事業団東京中央事業本部で学習するなど、地域での協同組合間の連携も広がる。

各地域の労働者協同組合（WCちば、労協ながの、三重中高年雇用福祉事業団、はんしんWC、WC山口）も5月29日に総会を開催し、労協法の施行にむけて、協同労働を深め、労協法人への移行を進める。